

～健康安全職場は、日々の弛まぬ取組の継続から～ 継続のためには、はじめの段取りが大切です。今回は、令和8年度に施行となる労働安全衛生法(安衛法)等の改正内容等の情報をご紹介します。

## 特集

- 1 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進
- 2 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 3 治療と就業の両立支援の推進
- 4 高齢者の労働災害防止の推進
- 5 職場のメンタルヘルス対策の推進



## 【1 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進】

Essential Points of The Revision on "Self Employed Worker"

### 安衛法改正（個人事業者等関係）の主なポイントについて

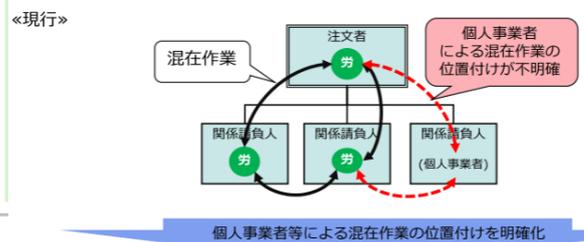
労働者と同じ場所で働く個人事業者等を保護や措置義務の主体として位置付け、災害防止のために注文者等や個人事業者等自身が果たすべき役割を整理

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>注文者による配慮</b> <b>全業種</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注文者が仕事を注文する際、作業期間、納期等注文先の仕事の安全衛生を損なう条件を付さないよう配慮</li> </ul> <p>R7 (2025) 5.14 施行</p>                  | <p><b>元方事業者等の措置</b> <b>対象拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・混在作業による連絡調整等の対象を個人事業者等にも拡大</li> <li>・機械等や建築物の貸与先を個人事業者にも拡大</li> </ul> <p>R8 (2026) 4.1 施行</p> | <p><b>災害報告制度</b> <b>新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業者等の業務上災害について、監督署に報告する制度を新設（電子申請原則義務化）</li> </ul> <p>R9 (2027) 1.1 施行</p> |
| <p><b>個人事業者等自身による措置</b> <b>義務化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造規格等を備えない機械等の使用禁止</li> <li>・機械等の定期自主点検の実施</li> <li>・特別教育の受講</li> </ul> <p>R9 (2027) 4.1 施行</p> | <p><b>作業場所管理事業者による連絡調整等</b> <b>義務化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種にかかわらず、危険又は有害な作業が混在して行われる場合の連絡調整等の実施を義務化</li> </ul> <p>R9 (2027) 4.1 施行</p>          |   |

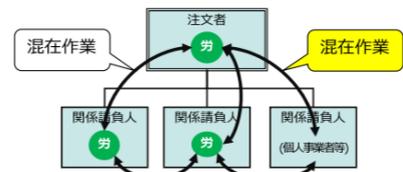
改正法令、関連通達等、リーフレットを参照できます。👉



（参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

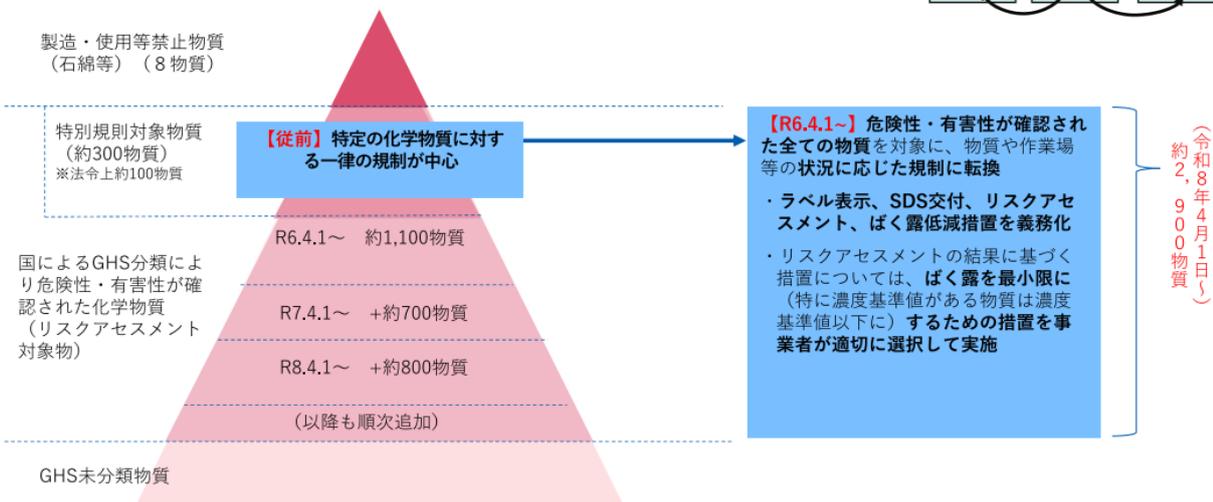


「**見直し後**」



## 【2 化学物質による健康障害防止対策等の推進】

(1) 令和8年4月1日から、ラベル表示及びSDSの交付等の対象が約2,900物質になります。



## (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。



## (3) 個人ばく露測定関係(施行:令和8年10月1日)

個人ばく露測定が、作業環境測定の一部として位置付けられ、作業環境測定士による個人ばく露測定の実施が義務となります。



## 【3 治療と就業の両立支援の推進】

治療と就業の両立を促進するための必要な措置を講じることが事業主の努力義務となりました。

### トピック

#### ① 皮膚障害等防止保護具選定マニュアル

令和8年3月中、保護具選定に係る事例集と化学防護衣の作業ごとの耐透過性能クラスの確認ツールの公開、耐透過性能クラス一覧表の更新が予定されています

#### ② ケミガイドの活用をお勧めします

- 「業種・作業別マニュアル」:リスクアセスメントのための情報収集資料。多数の業種、作業について各産業有建設業
- 数言語のまんが仕立ての教材(音声再生有)
- 無料相談窓口へのアクセス案内 など

### 趣旨

労働施策総合推進法第27条の3第2項に基づき、事業主による、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるもの

### 対象

対象労働者:雇用形態に関わらず全ての労働者

対象疾病:反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病(国際疾病分類に基づく。負傷を含む。)

### 両立支援に当たっての留意事項

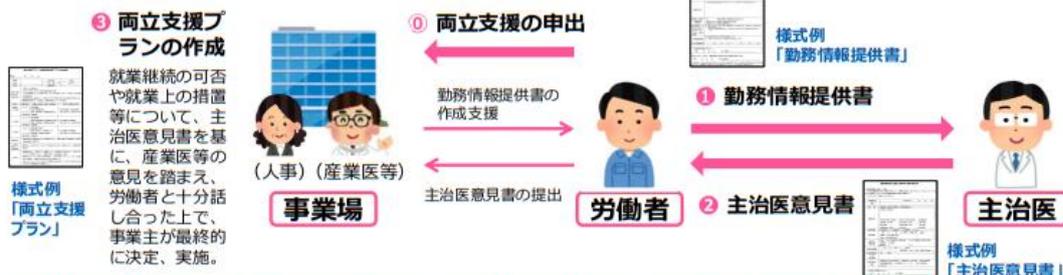
- 本人の申出 ● 本人との十分な話し合い、上司・同僚の理解 ● 個別事例の特性に応じた配慮 ● 個人情報の保護

### 両立支援のための環境整備

- 事業主による基本方針の表明 ○ 研修等を通じた意識啓発 ○ 相談窓口の明確化、社内の支援体制の整備
- 両立支援に関する休暇制度・勤務制度の整備 (例:時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等)

### 両立支援の進め方

#### 【関係者間の連携した両立支援の進め方】



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

## 【4 高齢者の労働災害防止の推進】

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他必要な措置を講ずることが、事業者の努力義務に（令和8年4月1日～）

高齢者の労働災害防止のための指針



事業主が講ずべき措置(概要)

### 1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
  - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
  - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
  - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

### 2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
  - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
  - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

### 3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
  - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
  - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
  - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

### 4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
  - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
  - ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
  - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
  - ・高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
  - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
  - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

### 5 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
  - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
  - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

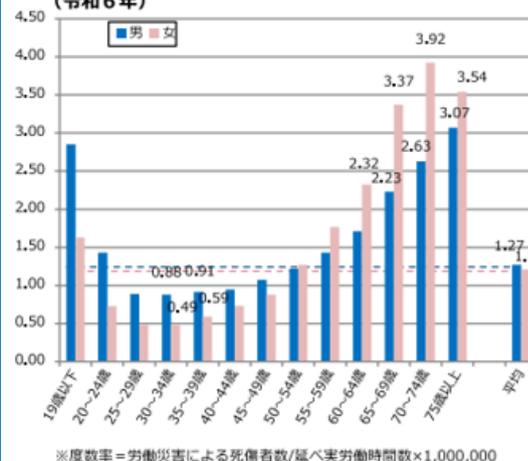
## 高齢者の労働災害 死傷者数 休業見込み期間 ともに増加

### 労働災害による死傷者数

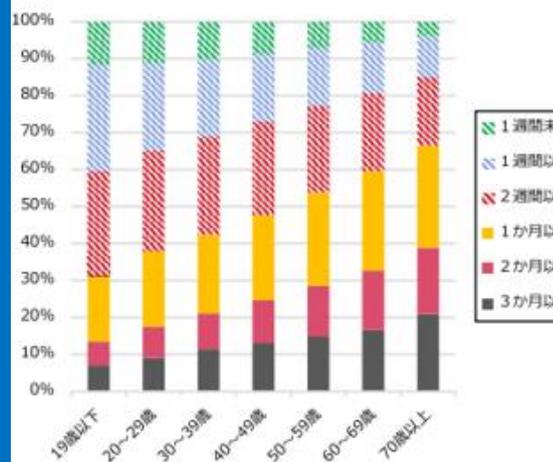
全年齢に占める60歳以上の割合



### 年齢層別 労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率） （令和6年）

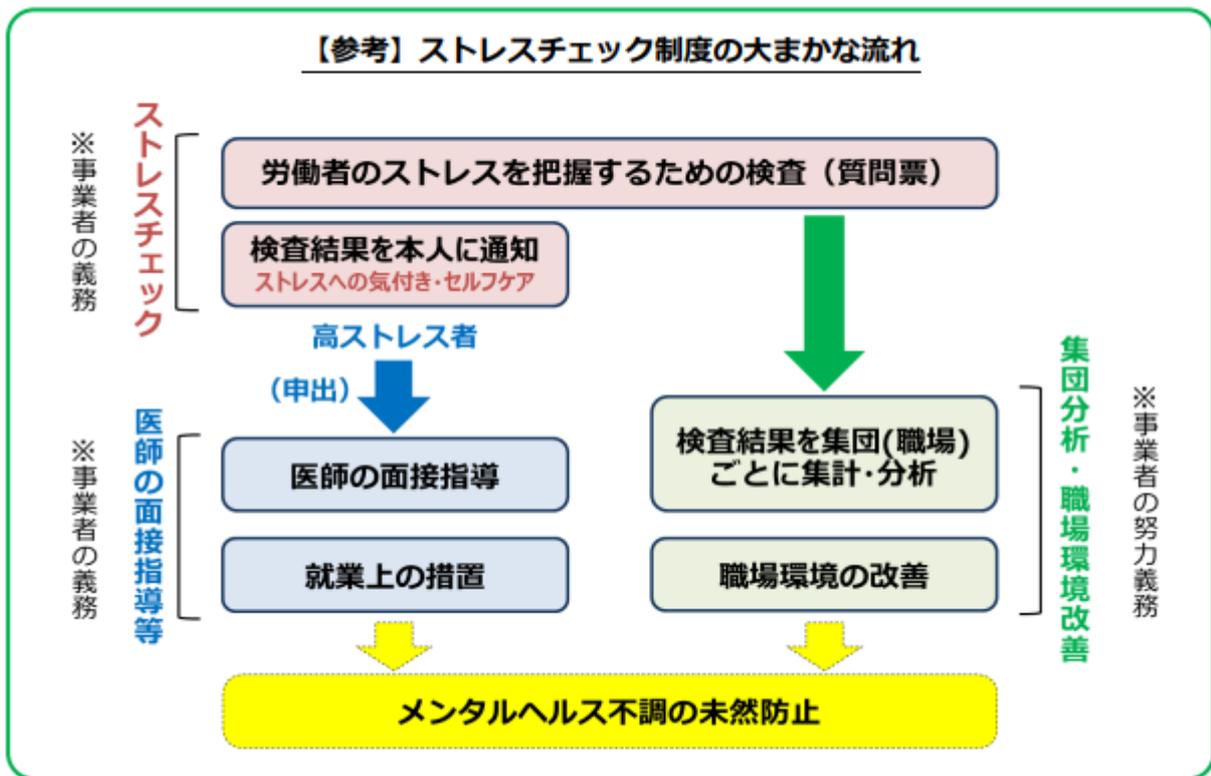


### 年齢層別 労働災害による休業見込み期間（令和6年）



**【5 職場のメンタルヘルス対策の推進】**（施行:交付(令和7年5月14日)から3年以内）

一般の改正安衛法により、労働者数 50 人未満の事業場にストレスチェックの実施義務が拡大されました。安衛法に基づくストレスチェック制度の主な目的は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止です。事業者はストレスチェックを実施することで、労働者自身のストレスへの気付きを促し、セルフケアを進めるとともに、高ストレスと判断された労働者に、医師の面接指導等の機会の提供を行っていただく等になります。



ストレスチェック制度をこれから導入する事業者の方へ「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」が公表されています。



**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル（概要）**

労働者数50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で有効性のある実施体制・実施方法

The manual cover includes a QR code in the top right corner. The main content area contains a flowchart titled "【マニュアルの主なポイント】" (Main points of the manual). Key points include: "実施要領" (Implementation guidelines) such as "事業者による方針、社内ルール（規程）のモデル例" and "関係労働者の意見を聞く方法"; "実施体制・方法" (Implementation system/method) including "プライバシー保護の観点から、ストレスチェックの実施を外部機関に委託することを推奨"; "医師の面接指導及び事後措置" (Doctor consultation and follow-up measures) like "外部機関や地域産業保健センターによる医師の選任指導の実施"; "ストレスチェック" (Stress check) details including "委託先の外部機関による調査票の配布・回収"; and "集団分析・職場環境改善" (Group analysis and workplace environment improvement) such as "個人が特定されない方法による集団分析の実施".

独立行政法人 労働者健康安全機構  
千葉産業保健総合支援センター

トップ センターのご案内 セミナーのご案内 ご相談・お問い合わせ 地域産業保健センター

産業保健活動に携わる皆様をサポートします。

新着/プラットフォーム  
ストレスチェック  
メールマガジン  
産業保健1  
産業保健2  
産業保健3  
ちば産保コラム

令和7年4月から日医認定産業医研修会を受講する際は、日本医師会会員、非会員に関わらず、MAMIS：マミス（医師会会員情報システム）の登録が必要となります。詳しくはこちら

また、千葉産業保健総合支援センターによるメンタルヘルス対策個別訪問支援もご利用いただけます。

**千葉産業保健総合支援センター**  
〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-8  
日進センタービル 8階  
<https://www.chibas.johas.go.jp/>